2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字上野宮字布中一五三一のは（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県美作市北字片鍬九六六、九八一、九八三の二、九八五、九八七の一、九八七の二、九八九の一、九八九の三、字上クロ一〇〇一の二、字ソ子一〇〇六の一、一〇〇六の三、一〇一四、字堂坂一三七六、一三八八の一、字藤木ノ上一三九五の一、一三九六、一三九八、一三九九、一四〇三、一四一九の一、一四一九の二、字藤木上一四〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
渋川市八木原字西原七九九番二から同市八木原字沖田一六〇番五まで	前	最大 七四	一、四八〇
		最小 二六	
	後	最大 七四	
		最小 二九	

○国土交通省告示第九十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
本庄市今井字長興寺境内付八〇九番四九から同市今井字久城前八六四番二まで	前	最大 五二	三三九
		最小 三八	
	後	最大 五二	
		最小 四一	
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字一本松西一五九番二から同県児玉郡上里町大字嘉美字一本松西一六八番二まで	前	最大 五五	二六二
		最小 三八	
	後	最大 五五	
		最小 四一	

○国土交通省告示第百号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
海老名市社家字湘築四五八七番一から同市中新田字一番河原三二八八番三八まで	前	最大 五三六	二、一一一
		最小 一二	
	後	最大 五四九	
		最小 二二	

○国土交通省告示第百一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
兵庫県佐用郡佐用町口金近字横部五二八番十六から同県佐用郡佐用町奥金近字熊竹四番一まで	前	最大 四四三	一、一九七
		最小 三四	
	後	最大 三九八	
		最小 二七	